

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にでも起こり得る」との認識のもと、「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。
(全教育活動)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、「いじめ対応委員会」を設置し、その委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 3 幼児児童生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用し定期的に検証・評価を行う。
- 4 幼児児童生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用し、定期的に検証・評価を行います。

〈いじめ対応委員会の構成員〉

〈校内〉

いじめ対応委員会

校長 教頭 生徒指導部長 保健部長 支援部長
幼小学部長 中学部長 高等部長 理療科主任
養護教諭 舎務主任

(調査班)

該当学部長 該当学部副部長
該当学部生徒指導担当 該当担任他
該当部活顧問

(対応班)

生徒指導部長 該当学部長 該当学部副部長
該当学部生徒指導担当 該当学部教職員他
該当部活顧問

〈校外〉



P T A 学校評議員 垂水警察署 神戸垂水少年サポートセンター

こども家庭センター 臨床心理士 その他関係機関

※いじめ問題が発生した時には、即座に「いじめ対応委員会」を招集する。

必要に応じて、校外の組織と連携を図り取り組む。